

				令和7年4月1日時点									
				申請期限	担当課								
全壊 【災害見舞金(市)】10万円 【知事見舞金(県)】10万円 【災害義援金】 県 120万円+市 20万円 【被災者生活再建支援金】 ○複数世帯の場合 基礎支援金 100万円 加算支援金 (建設・購入) 200万円 (住宅の補修) 100万円 (住宅の賃借) 50万円 ○単数世帯の場合 基礎支援金 75万円 加算支援金 (建設・購入) 150万円 (住宅の補修) 75万円 (住宅の賃借) 37.5万円	大規模半壊 【災害見舞金(市)】5万円 + 【知事見舞金(県)】5万円 【災害義援金】 県 90万円+市 15万円 【被災者生活再建支援金】 ○複数世帯の場合 基礎支援金 50万円 加算支援金 (建設・購入) 200万円 (住宅の補修) 100万円 (住宅の賃借) 50万円 ○単数世帯の場合 基礎支援金 37.5万円 加算支援金 (建設・購入) 150万円 (住宅の補修) 75万円 (住宅の賃借) 37.5万円	中規模半壊 【災害義援金】 県 60万円+市 10万円 【被災者生活再建支援金】 ○複数世帯の場合 加算支援金 (建設・購入) 100万円 (住宅の補修) 50万円 (住宅の賃借) 25万円 ○単数世帯の場合 加算支援金 (建設・購入) 75万円 (住宅の補修) 37.5万円 (住宅の賃借) 18.75万円	半壊 【災害見舞金(市)】2万円 【災害義援金】 県 30万円+市 5万円 【被災者生活再建支援金】 ○複数世帯の場合 加算支援金 (建設・購入) 50万円 (住宅の補修) 25万円 (住宅の賃借) 15万円 ○単数世帯の場合 加算支援金 (建設・購入) 37.5万円 (住宅の補修) 18.75万円 (住宅の賃借) 11.25万円	準半壊 【災害見舞金(市)】2万円 【災害義援金】 県 12万円+市 2万円 【被災者生活再建支援金】 ○複数世帯の場合 加算支援金 (建設・購入) 50万円 (住宅の補修) 25万円 (住宅の賃借) 15万円 ○単数世帯の場合 加算支援金 (建設・購入) 37.5万円 (住宅の補修) 18.75万円 (住宅の賃借) 11.25万円	一部損壊 【災害義援金】 県 4万円+市 0.7万円	申請期限 令和8年 1月31日 【基礎支援金】 令和8年 1月31日 【加算支援金】 令和9年 1月31日	担当課 地域福祉課 ☎51-6625						
						【被災家屋等の公費による解体・撤去】 (公費解体 申請者の費用負担なし) (自費解体 市が定める基準により算定した費用を償還)				令和6年 12月27日	環境課 ☎51-6624		
						【住宅の応急修理】 上限 70.6万円				令和7年10月31日 (工事完了)	建築住宅課 ☎51-6683		
						【市営住宅の一時提供】 家賃は最大1年間免除、敷金免除(共有費と光熱費は自己負担)				令和7年 3月31日			
						【賃貸型応急住宅の提供】 入居期間中の家賃、共益費、退去修繕負担金、礼金等を補助(光熱水費は自己負担)				令和7年 1月31日			
						【被災住宅の耐震改修支援】 上限 140万円(工事費上限 175万円)耐震診断の結果、倒壊の危険性があるもの 補助率 4/5 ※耐震診断が必要				令和8年 3月31日 (工事完了)	観光まちづくり課 ☎51-6676		
						【宅地液状化等復旧支援事業】 液状化被害を受けた地盤の復旧等支援 上限 766.6万円(工事費上限 1,200万円)補助率 工事費から50万円控除した額の2/3				令和8年 3月31日 (工事完了)			
						【新築住宅や空き家の取得支援(いみず住まい等応援事業)】 所有者として、新築建替、新築住宅を取得 150万円 市内事業者との契約の場合、10万円加算 所有者として、空き家を取得 110万円 空き家バンクの登録物件の場合、20万円加算				令和8年 3月31日 (工事完了)			
						☆支援試算例☆ 【住宅の建設(建替)】 複数世帯 最大 1,526.6万円 単数世帯 最大 1,451.6万円 【住宅の建設(購入)】 複数世帯 最大 620万円 単数世帯 最大 545万円 【住宅の修理】 複数世帯 最大 1,337.2万円 単数世帯 最大 1,287.2万円 【公営住宅以外の賃借】 複数世帯 最大 310万円 単数世帯 最大 272.5万円	☆支援試算例☆ 【住宅の建設(建替)】 複数世帯 最大 1,431.6万円 単数世帯 最大 1,369.1万円 ※複数世帯 最大 1,481.6万円 ※単数世帯 最大 1,406.6万円 【住宅の建設(購入)】 複数世帯 最大 525万円 単数世帯 最大 462.5万円 ※複数世帯 最大 575万円 ※単数世帯 最大 500万円 【住宅の修理】 複数世帯 最大 1,242.2万円 単数世帯 最大 1,204.7万円 【公営住宅以外の賃借】 複数世帯 最大 215万円 単数世帯 最大 190万円 ※複数世帯 最大 265万円 ※単数世帯 最大 227.5万円	☆支援試算例☆ 【住宅の建設(建替)】 複数世帯 最大 1,246.6万円 単数世帯 最大 1,221.6万円 ※複数世帯 最大 1,446.6万円 ※単数世帯 最大 1,371.6万円 【住宅の建設(購入)】 複数世帯 最大 340万円 単数世帯 最大 315万円 ※複数世帯 最大 540万円 ※単数世帯 最大 465万円 【住宅の修理】 複数世帯 最大 1,107.2万円 単数世帯 最大 1,094.7万円 【公営住宅以外の賃借】 複数世帯 最大 105万円 単数世帯 最大 98.75万円 ※複数世帯 最大 230万円 ※単数世帯 最大 192.5万円	☆支援試算例☆ 【住宅の建設(建替)】 複数世帯 最大 1,211.6万円 単数世帯 最大 1,186.6万円 ※複数世帯 最大 1,411.6万円 ※単数世帯 最大 1,336.6万円 【住宅の建設(購入)】 複数世帯 最大 305万円 単数世帯 最大 280万円 ※複数世帯 最大 505万円 ※単数世帯 最大 430万円 【住宅の修理】 複数世帯 最大 1,072.2万円 単数世帯 最大 1,059.7万円 【公営住宅以外の賃借】 複数世帯 最大 70万円 単数世帯 最大 63.75万円 ※複数世帯 最大 195万円 ※単数世帯 最大 157.5万円	☆支援試算例☆ 【住宅の建設(建替)】 複数世帯 最大 972.6万円 単数世帯 最大 960.7万円 【住宅の建設(購入)】 複数世帯 最大 66万円 単数世帯 最大 53.5万円 【住宅の修理】 複数世帯 最大 981.9万円 単数世帯 最大 975.65万円 【公営住宅以外の賃借】 複数世帯 最大 31万円 単数世帯 最大 27.25万円	☆支援試算例☆ 【住宅の建設(建替)】 複数世帯 最大 911.3万円 単数世帯 最大 911.3万円 【住宅の建設(購入)】 複数世帯 最大 4.7万円 単数世帯 最大 4.7万円 【住宅の修理】 複数世帯 最大 941.3万円 単数世帯 最大 941.3万円 【公営住宅以外の賃借】 複数世帯 最大 4.7万円 単数世帯 最大 4.7万円	令和7年 3月31日	富山県建築住宅課 ☎076-444-3355
						【自宅再建時の利子助成事業】 金融機関等から融資を受けた借入額にかかる利子 上限300万円(世帯全員の収入額が600万円以内)				令和7年 3月31日	富山県建築住宅課 ☎076-444-3355		
【自宅再建時の利子助成事業】 知事が認めた場合に限る。 (申請者が富山県建築住宅課と要協議)				令和7年 3月31日	富山県建築住宅課 ☎076-444-3355								

「解体」世帯への支援金について
 住家の被害程度が「半壊」、「中規模半壊」又は「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどとして、そのままにしておくとは非常に危険である場合や修理に高額な費用が生じる場合等、災害起因のやむを得ない理由により解体した場合、上記「全壊」世帯と同様の基礎支援金及び加算支援金が支給される場合があります。
 なお、罹災判定を受けた住宅の一部解体は対象外であり、すべて解体(全部解体)しなければ対象となりません。詳しくは地域福祉課にお問い合わせください。

住宅を取得した日又は取得した住宅の所在地が住所を定めた日から3か月以内

※「解体」世帯として認められる場合